


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 守男			
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例				
	部課機関	納税課				
<p>1. 要旨</p> <p>平成26年度税制改正による市税条例の改正に伴い、東大和市税条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>軽自動車税の課税種別としての「雪上車」が削除されたことに伴い、納税通知書の当該部分を削る。併せて、不要な様式の削除、文言の修正を行う。</p> <p>(2) 改正等の様式</p> <p>改正する様式</p> <p>① 第51号様式の2（宅地化農地認定申告書）一部改正</p> <p>② 第51号様式の3（宅地化農地確認申請書）一部改正</p> <p>③ 第73号様式（固定資産税・都市計画税納税通知書）一部改正</p> <p>④ 第74号様式（軽自動車税納税通知書）一部改正</p> <p>⑤ 第136号様式（過誤納金還付決議書）全部改正</p> <p>削除する様式</p> <p>① 第10号様式（異議申立書）</p> <p>② 第11号様式（異議申立決定通知書）</p> <p>③ 第51号様式の4（宅地化農地に係る計画策定等確認通知書）</p> <p>④ 第51号様式の5（宅地化農地に係る計画策定等否認通知書）</p> <p>(3) 施行日</p> <p>公布の日。ただし、固定資産税、軽自動車税納税通知書の改正は平成27年4月1日</p> <p>(4) 影響および効果</p> <p>特になし</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。